

令和5年

- 8月 日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会開催
- 10月 第26期開始
日本学術会議第189回総会
- 12月9日 日本学術会議第190回総会(臨時総会)
声明「日本学術会議のより良い役割発揮に向けた基本的考え方ー自由な発想を活かした、しなやかな発展のための協議に向けてー」
- 12月21日 日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会「中間報告」
- 12月22日 「日本学術会議の法人化に向けて」(内閣府特命担当大臣決定)
会長メッセージ「日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会「中間報告」及び「日本学術会議の法人化に向けて」について」

令和6年

4月～ 内閣府「組織・制度ワーキング・グループ」及び「会員選考等ワーキング・グループ」開催

4月22・23日 日本学術会議第191回総会

声明「政府決定「日本学術会議の法人化に向けて(令和5年12月22日)」に対する懸念について～国民と世界に貢献するナショナル・アカデミーとして～」

6月7日 日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会(第11回)

－「より良い役割発揮のための制度的条件」(日本学術会議幹事会)

7月29日 日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会(第12回)

－「法人化をめぐる議論に対する日本学術会議の懸念」(日本学術会議会長)

令和6年

10月21・22日 日本学術会議第192回総会

11月29日 日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会(第13回)

－「より良い役割発揮のためのナショナルアカデミーの設計コンセプトについて」(日本学術会議幹事会)

－「日本学術会議の会員選考に関する方針」(日本学術会議幹事会)

12月13日 日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会(第14回)

－「第7期科学技術・イノベーション基本計画に向けての提言」の説明

12月18日 日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会(第15回)

12月20日 日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会最終報告書公表

「世界最高のナショナルアカデミーを目指して」

12月22日 日本学術会議第193回総会(臨時総会)

第11回日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会(R6.6.7)

日本学術会議提出資料 「より良い役割発揮のための制度的条件」(日本学術会議幹事会)
(ポイント)

・ 5要件の確保の重要性

- ①学術的に国を代表する機関としての地位
- ②そのための公的資格の付与
- ③国家財政支出による安定した財政基盤
- ④活動面での政府からの独立
- ⑤会員選考における自主性・独立性

・ 主な懸念点

要件② 公的資格の付与: 勸告機能の喪失

要件③ 国家財政支出による安定した財政基盤: 財源の多様化⇒公共性の観点から、国庫負担の原則

要件④ 活動面での政府からの独立: 中期計画の作成、運営助言委員会、監事、日本学術会議評価委員会(仮称)の設置は不要⇒活動の評価は科学者のピアレビュー

要件④(その2) 内部規則制定権: 内部規則で制定している事項を法定⇒政府からの独立性の担保

要件⑤ 会員選考における自主性・独立性: 選考助言委員会(仮称)⇒コ・オプレーションの妨げ

第12回日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会(R6.7.29)

日本学術会議提出資料「法人化をめぐる議論に対する日本学術会議の懸念」(日本学術会議会長)
(ポイント)

・ 主な懸念点

1. 大臣任命の監事の設置を法定すること
2. 大臣任命の評価委員会の設置を法定すること
3. 『中期目標・中期計画』を法定すること
(独立行政法人のようなものは認めがたい)
4. 次期以降の会員の選考に特別な方法を導入すること
(コ・オプレーションの考え方の逸脱になる)
5. 選考助言委員会の設置を法定すること
(すでにさまざまな意見を選考方針に反映した上で選考しているので不要)

第13回日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会(R6.11.29)

日本学術会議提出資料 「より良い役割発揮のためのナショナルアカデミーの設計コンセプトについて」(日本学術会議幹事会)

(ポイント)

・ ネットワーク型・ボトムアップ型のガバナンス

学術の発展は、ネットワーク型・ボトムアップ型のガバナンスを必要とし、監事や外部評価委員を大臣が任命するトップダウン型の構造とは相容れない。独立性、自律性を保障された日本学術会議は、学術をすべての人のものとするために、パブリックコメント等を通じて、国会、政府、産業界のみならず、大学等の研究機関、学術団体、NGO、市民を含む幅広い多様な人々とのコミュニケーションと参加を促進する。そのことにより、日本学術会議は、運営の透明性を確保し、それらの多様な主体に対する説明責任を自律的に果たすことを目指す。

・ 国際性

学術は本来公共財であり、学術が解決すべき課題の多くには国境がない。独立性・中立性の確保をはじめ、ナショナルアカデミーが共通で抱えるガバナンス上の課題についても、日本学術会議が新たに設置した国際アドバイザリーボードを活用するなど、海外のナショナルアカデミーと密接に連携しつつ対応することが望ましい。

・ 組織の基本構造を法定することによる民主的正統性の確保

時の政府の意向に左右されないよう独立性を確保するためには、独立性の保障をはじめ組織の基本構造を法律により定めるとともに、詳細を日本学術会議の会則による自律的な決定に委ねることにより、その独立性を制度的に保障する必要がある。

第13回日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会(R6.11.29)

日本学術会議提出資料「日本学術会議の会員選考に関する方針」(日本学術会議幹事会)
(ポイント)

・特別な選考方法と選考助言委員会について

特別な選考方法に関しては、仮に日本学術会議が法人化するとしても、そのミッションに基本的変更はなく、ミッションに基づく活動は第26期から第27期へ継続するのであり、そこに断絶があってはならない。(中略)

そもそも、第26期に選考され第27期も会員を継続する者は、第26期の期首において内閣総理大臣から任命され、その付与された役割を6年間全うすることを託された者である。その者たちを再度選考に付さねばならない理由が不明である。このように、第27期の会員選考にあたって特別な選考方法を採用することには合理的理由がなく、日本学術会議の活動に混乱を付加するのみである。したがって、特別な選考方法は不要である。

(中略)日本学術会議内部に設置されている選考委員会においては、これまでも各種の外部団体に意見聴取を行い、会員の推薦も依頼するなど、会員選考の改革を着実に進めており、日本学術会議が説明責任を負うべき様々な社会的アクターとの関係にも十分配慮したものとなっている。

問題は、所定の要件に従って任命される選考助言委員会を法定することにより、それによって外部の一定の社会集団の利害が長期にわたって会員選考の方針を左右しかねないことにある。選考助言委員会委員の任命要件が法定されれば、会長が任命するとしても、委員会の構成が一定の視点から強く方向づけられることになる。

また、選考助言委員会が、会員選考に関する方針、選考基準、選考する会員数、専門・分野別の配分、外部からの推薦手続、投票の方法等の案の作成など、選考のあり方やプロセス全般について意見を述べることになれば、コ・オプレーションにより自律的になされるべき会員選考のあり方が大きく制約されることになる。

したがって、新たに選考助言委員会を法定することは不要である。

第13回日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会(R6.11.29)

日本学術会議提出資料「日本学術会議の会員選考に関する方針」(日本学術会議幹事会)
(ポイント)

・会員選考について法定すべき事項

日本学術会議の基本構造を法定することは、民主的正統性の確保と独立性の制度的保障のために不可欠である。会員選考に関して言えば、現行の日本学術会議法と同様に、会員数・任期・定年及び会長の選考方法がそれに該当する。会員数に関しては、目的に応じて数十名規模の追加を検討しているが、任期・定年及び会長の選考方法に関しては、部分的に柔軟性を持たせるとしても、原則として現行法の規定から大きな変更をしない方向で検討している。これらに関しては、引き続き内閣府とも議論を重ねてゆく。

法定すべき事項は上記のとおりであり、これら以外の事項に関しては、内規で定めることによって、自律的かつ機動的に活動する基盤が付与され、日本学術会議のより良い役割発揮が可能となる。

世界最高のナショナルアカデミーを目指して ～日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会最終報告書～
(令和6年12月20日 日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会)

【総論】

- 中間報告においては、分野横断的かつ課題解決型の学術的助言機能の強化、メディアや多様なステークホルダーと連携し、国民や社会のニーズの把握、情報発信力を強化するなど科学に関する各種ネットワーク機能の強化、我が国の研究力・国際競争力の強化、国際的プレゼンス向上につながる国際活動の強化、そしてそれらを支えるための事務局機能の強化など、学術会議の活動拡大のための機能強化とともに、これら学術会議に求められる機能を発揮するためには、国の機関のままの改革では限界があり、国とは別の法人格を有する組織とすることが望ましいとの見解を示した。

【総論】(続き)

- 学術会議のより良い役割発揮に向けた機能強化のために学術会議の独立性と自律性をさらに高めることとし、
 - ・学術会議は国民から負託される使命・目的に沿って自律的に活動・運営し、国民から求められる機能・役割を発揮すること
 - ・国が設立する法人として、科学者を内外に代表する地位、政府に学術的助言を行う権限等は、引き続き法律により認めること

を前提とした上で、以下のような基本理念の下に議論を進めてきた。

- ① 会員の主務大臣任命を外し、海外アカデミーのように政府は会員選考に関与しない
- ② 主務大臣による法人の長の任命と中期計画の認可は行わない(独立行政法人のような組織にはしない)
- ③ 国の機関のような人事・組織関係制度や会計法令による厳格な制約を外し、マネジメントの自律性を高める
- ④ 必要な法定事項以外は学術会議の内部規則等に委ねる
- ⑤ 活動・運営や会員選考の自律性を前提としつつ、外部の意見を幅広く聴く仕組みを担保する
- ⑥ 使命・目的に沿って活動・運営していることを国民に説明する仕組みを担保する
- ⑦ 必要な事務局体制の強化を図るとともに、使命・目的に沿って自律的に活動・運営し、期待される機能を十分に発揮する学術会議に対し、国が必要な財政的支援を行うことを明らかにする。

【会員数・連携会員】

- 会員数と連携会員制度を併せて見直し、**会員数を適切な数まで増員**するとともに、連携会員制度に代えて会員以外の者が弾力的に審議等の活動に参加し会員に協力する仕組みを整備することが適当である。
- 会員については、学術的卓越性を維持する必要があることから、定数は**数十名規模の増員**(上限250～300人程度)とし、学術の進歩や社会の変化を踏まえつつ、**段階的に増員**していくことが考えられる。たとえば上限を250人とし、法人発足時には230人、その3年後の改選時には250人とするなどが考えられる。
- **連携会員については**、法定事項とはせずに学術会議の**内規により運用**することとする方が法人化のコンセプトに沿ったものになる。たとえば、会員がまとめ役として方針等を決定し、会員以外の者が弾力的に審議等の活動に参加し会員に協力する仕組みとして整備することが考えられる。(中略)

【任期、再任、定年】

- 法律上の枠組みとしては、任期は6年のままで任期延長と定年を弾力化し、人材登用の可能性を広げた上で、再任の頻度や現在の定年延長についての実際の運用は、学術会議の自律的な判断に委ねる仕組みとすることが適当である。具体的には、特別な事由がある場合に限り
 - ・任期の延長を1回のみ可能とすること、
 - ・定年年齢を75歳まで延長可とすること、などが考えられる。
- なお、任期及び定年の延長については、希望すればほぼ自動的に延長されるような運用ではなく、会員としての活動実績も考慮しつつ新規会員と同等の厳格な審査が行われる必要がある。
- 会員としての任期終了後は再び会員として活躍する機会が一切ない現行制度は、学術や社会への貢献や人材活用という視点からは、必ずしも適当ではない。一定期間を経た後で再び会員として選考されうることを可能にするための見直しを行うべきである。

【会長】

- 会長は引き続き会員の互選とすることが適当だが、会長に求められる資質を十分に勘案しながら選考するためには、慎重かつ丁寧なプロセスで選出することが必要である。たとえば学術会議の内部に会長選考委員会(仮称)を置くなどして、会長候補者の資質や業績を整理し、会員間で会長候補についての十分な情報を事前に共有することが考えられる。
- マネジメントの継続性の確保については、前会長は新会長が選出されるまで会長の職務を務めることとし、会長の任期中に会員としての任期が切れる場合及び定年を迎える場合には、会長としての任期中は会員としての身分を維持できることなど必要な措置を検討すべきである。

【選考助言委員会】

- 学術会議の活動(提言等)が国民から納得感をもって受け入れられるためにも、コ・オプテーションが適切に機能する前提としても、
 - ・ よりよい選考基準や選考手続き等の検討のために外部の意見を幅広く聴くこと
 - ・ 会員が仲間内だけで選ばれる組織だと思われないうために外部に説明できるような選考の仕組みを整えることを国民との約束として制度的に担保することが必要である。

- 選考助言委員会を通じて外部の社会的集団の利害が選考方針に影響を及ぼす可能性や、委員会が意見を述べることがコ・オプテーションや自律性の制約にならないか懸念する向きもあるが、
 - ・ 委員は会長任命であり、優れた研究又は業績を有する者であること
 - ・ 意見の対象は選考に関する方針や手続きであり、各会員の個別の選考について意見を言うことは想定されていないこと
 - ・ 意見に法的な拘束力はないこと
 - ・ 議論の過程は記録に残し、検証可能であることなどが前提であり、そのような問題を生じることは考えにくい。

- いずれにせよ、条文化するのは基本的・重要な事項、制度の大枠にとどめ、詳細は内部規則等に委ねることが望ましいということは、重ねて指摘しておきたい。

【特別な選考】

- 新たな学術会議の発足時の会員の選考は、その後のコ・オペレーションによる会員選考のベースとしても極めて重要であり、新法人への移行を機に適切なセットアップを行うことは、新たな学術会議に対する国民の理解と支持を得るためにも望ましいと考えられる。
- このような初期メンバーの選考は、学術会議の使命・目的の拡大・深化及び明確化を踏まえつつ、学術の進歩と社会の変化を会員構成に反映するという重要な意義を有していると言える。
- 新分野・融合分野への対応、ダイバーシティを踏まえた会員の多様性の拡大、極めて卓越した研究・業績を有する元会員の再任など、具体的な選考方法としては、現会員だけによる候補者の研究・業績の卓越性の精査では必要十分な選考を行うことは難しいと考えられる。このため、大幅な見直しを行った平成17年制度改正時を参考にして、現会員だけによるコ・オペレーションではなく、多様な視点からよりオープンに慎重かつ幅広く選考する方法により行うことが適当である。
- その上で、それ以降の通常の会員選考については、原則どおり新会員によるコ・オペレーションによることとすべきである。

【現会員としての任期が残っている会員の取扱い】

- (中略)議論のまとめとしては、新法人発足時に任期が残っている現会員に配慮しつつ、新たな会員をオープンに慎重かつ幅広い方法で選考し、当該会員が次の会員を選ぶ形とすることでコ・オペレーションの理念も維持することが、現実的かつ妥当であるという結論に達した。

【中期的な活動方針等】

- 学術会議が国民や社会と適切にコミュニケーションをとりながら活動していくためには、アメリカ、イギリスなどの海外アカデミーと同様に、**中期的な活動の方針を策定し**(任期が6年なら期間も6年)、達成しようとする使命・目的の明確化・具体化を図りながら積極的に発信していく必要がある。
- 記載事項としては、業務(学術的助言、国際活動、各種ネットワークの構築・活用、国民及び社会との対話の促進)の目標及び実施方法、組織・運営に関する事項、活動・運営の改善、財務などが考えられるが、何よりも、**世界最高のアカデミーにふさわしいビジョンを国民に(さらには世界に)示していくという姿勢が望まれる。**
- 中期的な活動の方針は、予算要求の実質的な根拠及び評価・監査の基準となるものであるから、外部の意見を幅広く聴きながら策定することが期待される。学術会議が自主的にさまざまな方法でいろいろな意見を聴取するのはもとより望ましいことではあるが、法律に基づいて国が設立し必要な財政的支援も行う法人である以上、運営助言委員会及び評価委員会の意見を聴くことが担保される必要がある。

【評価・監事等(全般)】

- 法律に基づいて設立され国からの財政的支援を受ける学術会議について、自律的な活動・運営が負託された使命・目的に沿って行われていることを国民に説明する仕組みが法律により制度的に担保されなければならないこと、学術会議を設立し財政的支援を行う国にも学術会議の活動・運営の合理性を国民に説明できるようにすることが求められることも前述したとおりである。したがって、そのための委員や監事を主務大臣が任命することには十分な合理性があると考えられる。
- なお、海外アカデミーにおいて評価・監事などに国が関与していないのは、法制度上、アカデミーと国とは相互に依存も拘束もしない関係になっており、契約や委託、補助金等の範囲内でしか相互に義務を負わず、その必要性がないからだとも理解される。
- いずれにせよ、学術会議においては、活動・運営の自律性が尊重されるべきことは言うまでもないが、国民の理解と支持を得て予算を増額して活動を広げていくためにも、自らの活動・運営が使命・目的に沿って適切に行われていることを積極的に外部に示すよう努めていくことが期待される。

【評価】

- まず、学術会議の使命・目的及び中期的な活動の方針に照らして行う評価については、学術的な活動(学術的な助言等)の内容そのものを論評するものではないことを十分に認識しておく必要がある。
- その上で、学術会議の活動・運営が使命・目的や中期的な活動の方針に沿って行われていることを国民に説明するための仕組みとしては、アカデミーとしての性格も踏まえれば、活動や運営の実績が年度計画に沿っていたかどうかの確認はいわゆるメタ評価のような方式で行い、中期的な活動・運営については学術会議が行う自己評価をもとにトレースしながら、それが国民に説明できるものであるかどうかを明らかにしていくことが考えられる。

その際のチェックポイントの例としては、使命・目的や中期的な活動の方針を踏まえた課題設定がなされているか、ステークホルダーとコミュニケーションをとっているのか、俯瞰的な議論をしたか、提言発出後に十分にフォローアップが行われたかなどが挙げられている。

このような役割を担う組織の性格に鑑みれば、主務大臣が委員を任命する合議体を設置して行うことになると考えられるが、その趣旨を踏まえれば「レビュー委員会(評価委員会)」といった名称がふさわしいとも言えよう。

【監事】

- 監事は、一般に、定款等に従って必要なルールが適切に定められ、定められたルールに基づいて組織が適正に活動しているか、必要なプロセスが踏まれているか、予算執行や財務の状況はどうかなどを見ていくことで、組織の使命・目的の達成に貢献することを職責とするものであり、学術会議においても同様の役割が求められる。なお、当然のことながら、学術会議の活動(提言等)の学術的な価値を審査することや、日々の細かな活動を1つ1つ監視することが業務ではない。
- (中略)我が国の法制度全体から考えると、法律により使命・目的を負託された学術会議については国がその責任において業務執行の適正さをみる監事を選任することが適当である。
- 学術会議からは、学術会議の組織は総会で会長を選出し業務運営に関しては会長を中心とする幹事会に委任するというボトムアップ型の性格を有しており、総会もまた、会長以下の業務執行をチェックする側面もあるのだから、法人に自律的な運営を求めらるるのであれば、総会もまた監事の任命に関与する仕組みが必要ではないのかという意見があった。
- なお、会長等の職務執行に係るチェック機能を高めるため、学術会議が自ら必要な工夫を施すこと自体は、自主的にガバナンスを高めようとする意思の表明として歓迎される。評価委員会や監事との重複に留意しながら、所要の取組が進められることを期待したい。(中略)
- なお、監事の人数・勤務形態については、常勤3人という法人、非常勤2人の法人など多様な形態が見られ、非常勤だけで監事の職責を果たすのは大変だという考え方もあれば、非常勤の方が引き受けてもらいやすいという指摘もある。そうだとすれば、比較的小規模な法人である学術会議に関しては監事を2人とすることだけを法定し、勤務形態は学術会議の予算額や活動量などを踏まえつつ、状況に応じて決めていくことが適当であると考えられる。

【財政基盤】

- 学術会議と国との関係は、学術会議が自律的な活動・運営を通じて期待される機能・役割を十分に発揮し、国民から負託された使命・目的を実現していくという前提の下で、国もその活動を保障し支援する責務を負うものと整理されている。
- 懇談会としては、ナショナルアカデミーの重要性に鑑み、国民から負託された使命・目的に沿って自律的に活動・運営する学術会議に対して政府が必要な財政的支援を行うことを強く希望するとともに、学術会議においても、独立性・自律性の拡大という今般の改革の趣旨（法人化の趣旨）を適切に認識し、予算増額のための現実的な可能性や選択肢を拡大するとともに、活動の活性化やクオリティの向上という観点からも、財政基盤の多様化に向けた取組を進めるよう要請したい。

【事務局機能】

- 学術会議が国民から負託された使命・目的に応え、予算を増額させながら活動を拡大・深化していくためには、事務局の機能・体制を強化し、活動の企画・推進・運営を支援していくことが必要である。
- このためワーキング・グループでは、**博士号所持者、URA等を事務局の職員として適切に配置し、**
 - ・課題の拾い上げ、必要な調査分析
 - ・実装への道筋等を考慮したアジェンダ設定、活動の企画及びマネジメント
 - ・活動の成果の普及、利活用の促進
 - ・活動に必要な資金の獲得の努力など**会員の活動を幅広くサポートし、**促進・強化を支えていく必要があると考える。アカデミアと政府・産業界などの実務をつなぐ、いわばファシリテーターのような役割も期待される場所である。**運営の自律性の拡大により、このような取組が容易になる**ことも、法人化のメリットとして確認しておきたい。
- 多分野にわたる会員間の連携や、外部のステークホルダーとの連携などのネットワークの機能強化、上記の活動のサポートの強化とともに、国民の関心の高いテーマの適時適切な発信、提言等の活動内容の政府等への周知などに関する機能を強化することが重要であり、そのためにも、世界最高のアカデミーにふさわしい**事務局のIT化**や、**定期的な媒体による発信の充実**に向けて取り組むべきである。

- 日本学術会議はこの有識者懇談会において、日本学術会議の役割やこれまでの活動実績、前期に公表した「より良い役割発揮に向けて」、そしてアクションプランとその取組状況などの説明を中心に、日本学術会議が果たすべき役割と機能強化の重要性を申し上げてきた。懇談会の委員の皆様におかれても、これらについては御賛同いただいたものと考えている。
- また、より良い役割発揮をするための機能強化であれば法人化を否定するものではない、と常に申し上げてきたとおり、この有識者懇談会における法人化の議論に関しては、7/29懇談会に提出した文書や、「より良い役割発揮のためのナショナルアカデミーの設計コンセプトについて」、「日本学術会議の会員選考に関する方針」により、ナショナルアカデミーとしてふさわしいと考える学術会議のあり方について説明申し上げてきており、この考え方の土台は変わっているものではない。

- ・ 他方で、学術会議が説明してきた懸念点については、懇談会の議論の過程でその趣旨を明らかにしていただくなど、今般の報告書案にも落とし込んでいただいたところもあり、お互いの理解が歩み寄る部分も見いだせたと思う。私(会長)としては、ここまでWGの先生方を含め関係者間で議論を積み重ねてこられたことは意義があるものと受け止めている。残念ながら学術会議がこれまで主張してきた点について完全には反映されていない部分があることははっきり申し上げておかなければならない。岸座長におかれては、本日の議論を踏まえて、日本学術会議の考え方についても再考いただいた上で、取りまとめをお願いしたい。

とはいえ、日本学術会議のより良い役割発揮をするための機能強化のための、法人化を含む改革の方向性について、懇談会の議論として、この時点における考え方をまとめていただいたことを、私としては一旦受け止め、そのような認識の下で、22日(日)に開催を予定している日本学術会議総会において、報告する。

- また、報告書案の記述を踏まえれば、学術会議の考えが反映されない結論となった部分については、今後、法制的な検討の過程でさらなる検討をする余地もあるように思う。私(会長)としては、今後、法人化を含む日本学術会議の改革についてしっかり取り組んでいくためには、改革の主体である日本学術会議としても、責任をもって政府と協議していくとともに、改革の実行に当たっては、日本学術会議としても会員間で議論を尽くして取り組んでいく必要があると考えており、総会において、会員にも諮った上で、日本学術会議としての今回の改革に向けてのメッセージを発していきたいと考えている。

以上

1. タイムリー、スピーディな意思の表出と助言機能の強化
⇒ 「第7期科学技術・イノベーション基本計画に向けての提言」を発出 など
2. 学術の発展のための各種学術関係機関との密接なコミュニケーションとハブとしての活動強化
⇒ 研究力強化に関する課題別委員会を設置して検討中 など
3. ナショナルアカデミーとしての国際的プレゼンスの向上
⇒ 国際アドバイザリーボードの開催(10月) など
4. 産業界、NGO/NPOをはじめとする多様な団体、国民とのコミュニケーションの促進
⇒ COCNとの意見交換(10月) など
5. 学術を核とした地方活性化の促進
⇒ 地方活性化に関する課題別委員会の設置準備 など
6. 情報発信機能の強化 ⇒ ウェブサイトの充実、次世代へのアプローチを検討 など
⇒ これらすべてを支える予算の確保や事務局機能強化の検討

開催趣旨

日本学術会議が、学術の進歩に寄与するとともに、国民から理解され信頼される存在であり続けるという観点から、「経済財政運営と改革の基本方針 2023」(令和5年6月16 日閣議決定)を踏まえ、日本学術会議に求められる機能及びそれにふさわしい組織形態の在り方について検討するために、内閣府特命担当大臣決定により開催。

構成員

- 相原道子 横浜市立大学名誉教授(皮膚科学)、公立大学協会会長
- 五十嵐仁一 ENEOS 総研株式会社顧問、産業競争力懇談会(COCN)専務理事・実行委員長、元日本学術会議特任連携会員
- 上山隆大 元政策研究大学院大学副学長(科学技術政策)、内閣府総合科学技術・イノベーション会議議員
- 大栗博司 カリフォルニア工科大学フレッド・カブリ冠教授(理論物理学、数学)、東京大学カブリ数物連携宇宙研究機構教授、アスペン物理学センター理事長、アメリカ芸術科学アカデミー会員
- 小幡純子 日本大学大学院法務研究科教授(行政法)、元日本学術会議会員、元日本学術会議連携会員
- ◎ 岸輝雄 東京大学名誉教授(材料工学)、元外務大臣科学技術顧問、元日本学術会議副会長
- 久間和生 農業・食品産業技術総合研究機構理事長、国立研究開発法人協議会会長
- 佐々木泰子 お茶の水女子大学長(社会言語学)
- 瀧澤美奈子 科学ジャーナリスト、日本科学技術ジャーナリスト会議副会長、日本学術会議外部評価委員
- 永井良三 自治医科大学長(循環器学)、元日本学術会議会員、日本学術会議連携会員
- 永田恭介 筑波大学長(分子生物学)、国立大学協会会長
- 山西健一郎 元日本経済団体連合会副会長・イノベーション委員長(元三菱電機会長)

◎: 座長 ○: 座長代理

※日本学術会議会長に毎回参加を要請することとする。

開催経緯

令和5年8月以降これまでに10回開催

第1回(R5.8.29)～第3回(R5.9.25)
⇒梶田隆章会長ほか出席

第4回(R5.11.2)～第10回(R5.12.21)
⇒光石衛会長ほか出席

令和5年

12月21日 中間報告

12月22日 内閣府特命担当大臣決定

令和6年

第11回(R6.6.7)、第12回(R6.7.29)

開催趣旨

日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会「中間報告(令和5年12月21日)」及び「日本学術会議の法人化に向けて(令和5年12月22日内閣府特命担当大臣決定)」を踏まえ、日本学術会議の在り方に関する具体的な検討を深めるため、日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会の下、①組織・制度ワーキング・グループ及び②会員選考等ワーキング・グループを開催する。

組織・制度WG 構成員

◎:主査

- ◎ 五十嵐仁一 産業競争力懇談会(COCON)専務理事・実行委員長、元ENEOS総研株式会社顧問、文部科学省国立研究開発法人審議会委員、元日本学術会議特任連携会員
- 小幡純子 日本大学大学院法務研究科教授(行政法)、元日本学術会議会員、元日本学術会議連携会員
- 佐々木一成 九州大学副学長(材料工学、エネルギー学)、日本学術会議連携会員
- 瀧澤美奈子 科学ジャーナリスト、日本科学技術ジャーナリスト会議副会長、日本学術会議外部評価委員
- 永里善彦 元日本経済団体連合会産業技術委員会産学官連携推進部会長(創造科学研究所代表/元旭リサーチセンター社長)
- 原田久 立教大学法学部長(行政学)、独立行政法人評価制度委員会委員長代理、日本学術会議連携会員
- 藤川裕紀子 藤川裕紀子公認会計士事務所所長、厚生労働省国立研究開発法人審議会委員、国土交通省国立研究開発法人審議会委員、独立行政法人日本芸術文化振興会監事
- 宝野和博 国立研究開発法人物質・材料研究機構理事長

会員選考等WG 構成員

◎:主査

- ◎ 相原道子 横浜市立大学名誉教授(皮膚科学)、公立大学協会会長
大栗博司 カリフォルニア工科大学フレッド・カブリ冠教授(理論物理学、数学)
東京大学特別教授、アスペン物理学センター理事長、アメリカ芸術科学アカデミー会員
- 大越慎一 東京大学大学院理学系研究科長・理学部長(物理化学・物性化学)、日本学術会議連携会員
- 小幡純子 日本大学大学院法務研究科教授(行政法)、元日本学術会議会員、元日本学術会議連携会員
- 河岡義裕 国立国際医療研究センター国際ウイルス感染症研究センター長、(ウイルス学)、東京大学国際高等研究所新世代感染症センター機構長、東京大学医科学研究所特任教授、元日本学術会議会員
- 久間和生 農業・食品産業技術総合研究機構理事長、国立研究開発法人協議会会長
- 徳賀芳弘 京都先端科学大学理事・副学長・経済経営学部学部長・研究科長・教授(財務会計)、元日本学術会議会員、日本学術会議連携会員
- 永里善彦 元日本経済団体連合会産業技術委員会産学官連携推進部会長(創造科学研究所代表/元旭リサーチセンター社長)

※日本学術会議に毎回参加を要請